新設分割に係る事前開示書面

（会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項）

2026 年 11 月 19 日

株式会社ピアズ

2026 年 11 月 19 日

新設分割に係る事前開示書面

東京都港区港南二丁目 16 番 4 号
株式会社ピアズ
代表取締役　桑野　隆司

当社は、2026 年 11 月 18 日付新設分割計画書に基づき、2027 年 1 月 1 日を効力発生日として、新たに設立するマーケティングスタッフサービス株式会社（以下「新設会社」という。）に対し、当社が携帯販売員派遣事業（以下「本対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を新設分割（以下「本新設分割」といいます。）により承継させることといたしました。

本新設分割に関して会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

記

1　新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

新設分割計画の内容は、別紙のとおりです（以下「本新設分割計画」といいます。）。

2　新設分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

（1）交付する株式の数に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

新設会社は、本新設分割に際して普通株式 1,000 株を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。本新設分割は当社が単独で行う新設分割であり、当社が新設会社の発行するすべての株式を取得するため、株式の数を任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の効率的な管理等の観点から、当該株式の数は相当であると判断しております。

（2）資本金及び準備金の額に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

当社は、会社計算規則に従い、新設会社の資本金及び準備金の額を、本新設分割計画第 5 条記載のとおりといたしました。当社は、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等を考慮した上、新設会社の機動的かつ柔軟な資本政策を実現する観点から、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3　分割型新設分割における剰余金の配当等に関する事項(会社法施行規則第 205 条第 2 号)

該当事項はありません。

4　新株予約権についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5　他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

6　当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

（1）SES 事業の譲受け

当社は、2026 年 1 月 16 日開催の取締役会において、株式会社ウィズオノウェアより SES 事業を譲り受けることを決議いたしました。これに基づき、当社は、同日付で同社との間で事業譲受契約を締結し、同日、事業譲受けをしております。

（2）株式会社フォークウェルの株式取得（子会社化）

当社は、2026 年 2 月 24 日開催の取締役会において、株式会社 Grooves が運営する Forkwell 事業を承継することを目的として、同社が新たに設立し、当該事業を吸収分割により承継する会社（以下「株式会社フォークウェル」といいます。）の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。これに基づき、当社は、同日付で株式会社 Grooves との間で株式譲渡契約を締結し、2026 年 3 月 2 日に株式取得をしております。

（3）自己株式の取得

当社は、2026 年 3 月 19 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。これに基づき、2026 年４月７日までに、以下のとおり、自己株式を取得し、同決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

1．2026年３月19日開催の取締役会での自己株式取得に関する決議内容

（1）	取得対象株式の種類	普通株式
（2）	取得し得る株式の総数	250,000株 （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.7%）
（3）	株式の取得価額の総額	100,000,000円
（4）	取得期間	2026年３月23日～2026年９月30日
（5）	株式の取得方法	東京証券取引所における市場買付

2．上記決議内容に基づき2026年４月７日までに取得した自己株式の累計

（1）	取得した株式の総数	178,200株
（2）	株式の取得価額の総額	99,959,200円

（4）資本金の額の減少

当社は、2026 年 8 月 3 日開催の臨時株主総会において、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額 100,258,900 円を 50,258,900 円減少し、減少後の資本金の額を 50,000,000 円とすること、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替える

ことを決議いたしました。これに基づき、当社は、同日付で資本金の額を減少しております。

（５）SES 事業の吸収分割

当社は、2026 年 11 月 18 日開催の取締役会において、当社が営む SES 事業に関して有する権利義務の一部を吸収分割の方法により株式会社コンフィデンス・インターワークスに承継させることを決議し、同日付で同社との間で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割の対価は、金 300,000,000 円、効力発生日は、2027 年 1 月 1 日を予定しております。

7　本新設分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

（１）当社の債務の履行の見込みについて

本新設分割が効力を生ずる日以後における当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本新設分割が効力を生ずる日以後において、当社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

（２）新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割が効力を生ずる日以後における新設会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本新設分割が効力を生ずる日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予測されておりません。なお、本新設分割による当社から新設会社に対する債務の承継は、本新設分割計画第 3 条第 2 項に基づき、すべて免責的債務引受の方法によるものとしております。

以上より、本新設分割が効力を生ずる日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本書面の備置開始日後、本新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を開示いたします。

以上

別紙

新設分割計画書

株式会社ピアズ（以下「当社」という。）は、新たに設立するマーケティングスタッフサービス株式会社（以下「新設会社」という。）に対し、当社が携帯販売員派遣事業（以下「本対象事業」という。）に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）につき、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第２　（新設会社の定款記載事項）

１　新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙１「定款」記載のとおりとする。

２　新設会社の本店の所在場所は、東京都港区港南２丁目16番４号とする。

第３　（新設会社の設立時取締役の氏名）

１　新設会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。

井上智宏

２　新設会社の設立時代表取締役は、以下のとおりとする。

井上智宏

第４　（新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項）

１　当社は、2026年９月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本成立日（第７に定義するものをいう。以下同じ。）の前日の終了時までの増減を加除した本対象事業に関する当社の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を本成立日において新設会社に引き継ぎ、新設会社は、これを承継する。その詳細は、別紙２「承継権利義務明細表」に記載するとおりとする。

２　本新設分割による当社から新設会社に対する債務の承継は、すべて免責的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務について当社が履行その他の負担をしたときは、当社は、新設会社に対し、その負担の全額について求償することができる。

第５　（新設会社が本新設分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本新設分割に際し、普通株式1,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に対して交付する。

第６　（新設会社の資本金及び準備金等に関する事項）

本成立日における資本金、準備金及びその他資本剰余金の額は、以下のとおりとする。

(1)　資本金の額　　金20,000,000円

(2) 資本準備金の額　　金 50,000,000 円

(3) 利益準備金の額　　金 0 円

(4) その他資本剰余金の額　会社計算規則第 49 条第 1 項に定める株主資本等変動額から第 1 号及び第 2 号に定める額の合計額を控除した額

第７　（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「本成立日」という。）は、2027 年 1 月 1 日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会決議によって、これを変更することができる。

第８　（簡易新設分割）

当社は、会社法第 805 条の定めに従い、同法第 804 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本新設分割を行うものとする。

第９　（競業避止義務）

当社は、新設会社が承継する本対象事業について競業避止義務を負わず、本成立日以降においても、本対象事業と競業する事業を行うことができるものとする。

第１０　（本計画の変更及び中止）

当社は、本計画作成日から本成立日に至るまで、天災地変その他の事由により、当社の財務状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本新設分割を中止することができるものとする。

第１１　（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社の取締役会がこれを定める。

2026 年 11 月 18 日

東京都港区港南 2 丁目 16 番 4 号

株式会社ピアズ

代表取締役 桑野 隆司

別紙１

マーケティングスタッフサービス株式会社　定款

令和　９年　１月　１日　設　立

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、マーケティングスタッフサービス株式会社と称する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．労働者派遣事業

２．有料職業紹介事業

３．携帯電話、スマートフォンその他通信機器の販売、販売支援及び営業支援に関する業務

４．販売員、営業員その他人材の教育、研修及び育成に関する業務

５．販売促進、セールスプロモーション、イベントの企画、運営及び請負

６．一般事務、営業事務、データ入力、資料作成、問い合わせ対応その他の事務業務支援

７．情報通信分野その他各種業務における調整業務、進行管理業務、ヘルプデスク及び運用支援

８．前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関構成）

第４条　当会社は、取締役会、監査役その他会社法第３２６条第２項に定める機関を設置しない。

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、１万株とする。

（株券の不発行）
第７条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

（株主名簿記載事項の記載の請求）
第９条　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）
第10条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（基準日）
第11条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
②　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出等）
第12条　当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。
②　当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第３章　　株主総会

（招　集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

②　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③　株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

（招集手続の省略）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議　長）

第15条　株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第17条　株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第18条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理

権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第19条　株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章　　取締役及び代表取締役

（取締役の員数）

第20条　当会社の取締役は、１名以上とする。

（資　格）

第21条　当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

②　前項の規定にかかわらず、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

（取締役の選任の方法）

第22条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

②　取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第23条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第24条　当会社に取締役が２名以上いるときは代表取締役１名以上を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

②　取締役の過半数の決定により、代表取締役のうち１名を社長とし、取締役が１名のときは、当該取締役を社長とする。

③　社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

（役付取締役）

第25条　前条のほか、取締役の過半数の決定により、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

（報酬等）

第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　計　　算

（事業年度）

第27条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの年１期とする。

（剰余金の配当及び除斥期間）

第28条　剰余金の配当は、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載され、若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

②　剰余金の配当が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第６章　　附　　則

（最初の事業年度）

第29条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和９年９月３０日までとする。

（設立時の取締役及び代表取締役）

第30条　当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役　　井上智宏

設立時代表取締役　井上智宏

以上、東京都港区港南二丁目１６番４号　株式会社ピアズの携帯販売員派遣事業に関して有する権利義務を分割して本会社を設立するにつき、この定款を作成する。

別紙２

承継権利義務明細表

本新設分割により新設会社が当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下に定めるとおりとする。

1資産

本成立日の前日の終了時において当社が所有する資産のうち本対象事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

現預金、売掛金

(2) 固定資産

のれん、顧客関連資産

2債務

本成立日の前日の終了時において当社が負担する債務のうち本対象事業に属する一切の債務、及び、本成立日の前日の終了時までに発生した事由又は原因に基づき本成立日後に発生し、又は顕在化する本対象事業に属する一切の債務（いずれも、偶発債務、潜在債務、損害賠償債務その他簿外債務を含む。）

3雇用契約その他の権利義務

(1) 雇用契約

本成立日の前日の終了時において当社が締結している雇用契約のうち本対象事業に主として従事する従業員（ただし、当社との間で本成立日の前日までに承継対象から除く旨を書面で合意したものを除く。）と当社との間の雇用契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

(2) 雇用契約以外の契約

本成立日の前日の終了時において当社が締結している雇用契約以外の契約のうち、本対象事業に関する労働者派遣契約、業務委託契約その他本対象事業に関する一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務

以上